

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から48年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、被保険者期間に1年間の空白があり、当該期間について厚生年金保険の被保険者としての事実はないとの回答を得た。昭和51年に退職するまで継続して同じ会社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所において昭和47年8月1日に被保険者資格を喪失後、同日付けで同事業所において被保険者資格を取得したとしている。

また、A事業所と合併したB事業所に照会したところ、「A事業所が作成した社会保険関係の書類により、申立人がA事業所において、昭和47年8月1日に一旦、被保険者資格を喪失し、同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は申立期間においてもA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと考える。」と回答している。

また、当時の上司は、「自分が、申立人をセールス担当者として採用した。申立期間も継続して勤務していた。申立人の職種の者は社会保険に加入していた。年金記録が無いのは不自然である。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認め

られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B事業所から提出された社会保険関係書類の標準報酬月額の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は提出資料以外に確認できる資料が無く不明であるとしており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、女子校を卒業してからA事業所に就職し、BのC作業をしていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張しているA事業所に入社してから退社するまでの勤務状況、及び爆撃による工場被害から疎開工場を建設し、終戦後に工場を閉鎖するに至る事実経過、並びに申立人が提出した工場内の機械の配置図は、具体性があり、これらは同事業所のOB会回顧録の内容及び同事業所OBの証言とも一致していることから判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無いが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、A事業所において当時の申立人の旧姓で昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、同払出簿において、申立人と同日にA事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には記録が無いが、社会保険庁のオンライン記録においてA事業所に係る厚生年金保険の加入記録を確認することができる。

加えて、同被保険者名簿を管理していた社会保険事務所は、戦争により被保

険者名簿についてはすべて焼失したことから、被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時復元が完全に行われなかったことがうかがわれる。このため、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年4月から4年1月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年2月6日まで

A事業所に勤務した期間の標準報酬月額が、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、さかのぼって実際の給与額より引き下げられていることが分かった。訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成4年2月6日)の後の平成4年2月7日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人が、役員でなかったことが確認できる。

さらに、A事業所の経理責任者であった元取締役からは、「社会保険に関する手続を行っていたのは自分で、全喪届及び遡^{そきゅう}及訂正の届出を行った。申立人はBであり、一般従業員であった。」との証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から4年1月までは53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年9月1日に、資格喪失日に係る記録を45年5月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から45年5月6日まで

昭和44年9月1日に高校の同級生の友人と一緒にA事業所に就職し、45年5月に他の事業所に転職するため一緒に退職した。友人の社会保険庁の記録では、A事業所で厚生年金保険の被保険者となっているということであるが、私の記録では厚生年金保険の被保険者となっていない。

友人と私は同じ待遇であったので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A事業所で被保険者となっていた複数の同僚の証言及び当該事業所の元事業主の証言から判断すると、申立人は当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人の高校の同級生であり、申立人と同時期にA事業所に就職し、同じ業務に従事していたとされる申立人の同僚は、「申立人と一緒に就職し、一緒に退職した。」と証言しており、当該同僚には、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、A事業所の元事業主は、「従業員を雇い入れた場合は、全員社会保険の加入手続を行ったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人の同僚の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年9月から45年4月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C営業部における資格取得日に係る記録を昭和27年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から同年6月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、同事業所B支店から同事業所C営業部へ転勤した際、同事業所B支店の被保険者資格喪失日が昭和27年5月1日であるのに対して、同事業所C営業部の被保険者資格取得日が同年6月1日となっているため、当該期間については加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所には継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所(A事業所の後継事業所)から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の人事記録によると、申立人は、昭和27年5月19日にA事業所B支店から同事業所C営業部に異動した記録となっているところ、D事業所は、「異動月の所属については、人事異動の発令日を基に、異動月の月末に在籍している支店の所属とし、給与も当該支店から支給している。」と回答している。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所C営業部における同年6月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張しているものの、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 50 年 5 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。A事業所では、健康保険被保険者証が交付されており、退職後、失業保険も受給していることから、社会保険に加入していたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された昭和 50 年 5 月 21 日から同年 6 月 20 日までの期間に係る賃金台帳(集計表)の記録から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、上述の賃金台帳の記録から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人は、「A事業所では給仕の仕事をしていた。」と述べているところ、A事業所は、「飯場で働いていた人は作業員の扱いだった。申立期間当時、正社員は厚生年金保険に加入していたが、作業員は加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人が記憶する同僚及び上述の賃金台帳で氏名を確認できる同僚についても、申立期間において、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は無い。

加えて、申立期間当時、申立人は、国民年金の追納及び全額免除を申請していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 61 年 1 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、同じ勤務内容で働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、上述の複数の同僚から、「申立期間当時、申立人は夫の被扶養者となっていたと思う。」「A事業所では、配偶者の被扶養者となっている者は、短い勤務時間で勤務し、厚生年金保険に加入していなかった。申立人は、短い勤務時間で勤めていた。」との証言を得た。

また、A事業所の後継事業所の総務担当者から、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の厚生年金保険料控除の状況については不明だが、A事業所では、パートタイマーの厚生年金保険加入の取扱いについては、本人の希望に基づき年収及び勤務時間を設定し、厚生年金保険に加入するかしないかを選択させていた。」との証言を得た。これらのことから、申立人は、当該事業所の厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 6 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
申立期間当時、私が在籍していた A 事業所は、のちに社名が B 事業所に変更されたが、社名変更後も所在地や経営者は同一であり、自分は継続して勤務していたため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の当時の代表取締役、及び同事業所において厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚等は、「申立人は、社名変更する前後の期間に継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時、A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険庁が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同日の昭和 42 年 7 月 6 日に厚生年金保険の資格を喪失している従業員が多数確認でき、その多くが、申立人と同様、同年 10 月 1 日に A 事業所の変更後の社名である B 事業所で厚生年金保険の資格を取得している上、同日は、B 事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日であることが確認できる。なお、社名変更の時期に、上述のとおり厚生年金保険の資格の得喪がみられることについて、当時の経理担当者は既に死亡しており、当時の代表取締役も「年金関係事務は経理担当者に任せていた。」としていることから、当時の状況について聴取することはできなかった。

また、申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について、当時の従業員に聴取したところ、厚生年金保険料控除について記憶している者はおらず、前述の代表取締役に事情を聴取したところ、「会社では、厚生年金保険

の資格喪失者から厚生年金保険料を控除するような誤った事務は行っていない。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 5 月 29 日まで
②平成 10 年 5 月 29 日から 16 年 4 月 6 日まで

平成 20 年 12 月、社会保険事務所の職員が自宅を訪問してきた際、A 事業所の取締役であった①の期間における私の標準報酬月額がさかのぼって減額されていること及び②の期間における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることを初めて知った。

A 事業所が届出た当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、A 事業所における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたことが確認できるところ、申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 10 年 5 月 29 日と同日付けで、申立人の 8 年 7 月から 10 年 4 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 2, 000 円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A 事業所の商業登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額が遡及して訂正されていることは、平成 20 年に社会保険事務所の職員が訪ねて来た際に初めて知ったと供述しているが、A 事業所が社会保険業務を委託していた社会保険労務士事務所の代表は、「A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格の得喪等に係る連絡は、いつも取締役で社長の奥さんでもあった申立人からである。」との証言をして

いる。

さらに、A事業所は、社会保険庁の記録によれば、平成10年5月29日（1回目）及び12年3月30日（2回目）を処理日とする役員に係る標準報酬月額等の減額処理が行われていることが確認できるところ、当該社会保険労務士事務所の代表は、「1回目の減額処理は、申立人と、代表取締役であった申立人の夫が対象となっているが、当該事務所における当時の記録は、『平成10年5月に、社会保険事務所の徴収課長とA事業所との間で、厚生年金保険料の滞納が相当額になっていることから、標準報酬月額の見直しについての話し合いがあった。』とのメモがあり、そのほか関連書類は無いが、当該訂正処理は会社の同意の上、行われたと思う。申立人は、当該事業所において社会保険業務を担当しており、こうした事情を承知していたと思う。」と証言している。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、取締役である申立人は、当該事業所において、社会保険業務を担当する責任者として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間当時A事業所の代表取締役である夫の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 8 月 31 日まで
平成 21 年 1 月に、社会保険事務所の職員が自宅を訪問してきた際、代表取締役をしていた A 事業所における上記申立期間に係る標準報酬月額が、さかのぼって減額されていることを初めて知った。
A 事業所が届け出していた当初の記録に見直ししてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A 事業所は、平成 10 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年 9 月 28 日付けで、9 年 11 月から 10 年 7 月までの申立人の標準報酬月額が、59 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本において、申立人は申立期間当時、A 事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私の標準報酬月額がさかのぼって減額されていることは、平成 21 年 1 月に社会保険事務所の職員から説明を受け初めて知った。」と主張しているが、A 事業所の元取締役である申立人の長男は、「代表取締役は、会社の経営が苦しく厚生年金保険料の支払いが滞っていることは承知していたが、社会保険事務所の呼出しに応じ自ら出向くことはなく、私と母が、保険料滞納に係る社会保険事務所との交渉を任されていた。」と証言しており、申立人は、当該事業所における社会保険業務を当該取締役に一任していたことがうかがわれる。

さらに、当該取締役は、「A 事業所が厚生年金保険から脱退する手続きを社会保険事務所で行った際、書類に押印したと思うが、どのような書類に押印したかは覚えていない。」と証言しており、申立人の妻は、「A 事業所が厚

生年金保険から脱退した後に、滞納していた保険料の不足分を支払った記憶がある。」と証言していることから、当該取締役は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなる手続をした際に、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する書類にも押印したことがうかがわれる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から同年 11 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
昭和 35 年 1 月に 10 数人の同僚と共に正社員として A 事業所入社した。働いていたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間当時の複数の同僚から、「申立人と同時期に A 事業所に入社し、申立人より長い期間勤務していたが、厚生年金保険の記録は無い。」「A 事業所に 3 年間ほど勤務していたが、厚生年金保険の記録は無い。」との証言を得た。

また、申立人が記憶する同年代の同僚 4 人についても、A 事業所での厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、当該事業所では、一部の従業員について、厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがわれる。

さらに、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等の保存について確認することができなかった。

加えて、当時の事業主は既に死亡しており、経理担当者は特定することができず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認できる証言を得ることができなかった。

なお、社会保険事務所が管理する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿において、昭和 34 年 6 月 1 日から 38 年 10 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和23年1月10日ころから同年2月ころまで
②昭和23年6月ころから24年4月1日まで
③昭和24年5月15日から25年6月ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①から③については、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間①については、勤務していた事業所名を記憶していないもののA工事に従事しており、また申立期間②及び③についてはB事業所に昭和23年6月ころから25年6月ころまで継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は勤務していたとする事業所名について、具体的に記憶していないことから、申立人が従事したとするA工事を管轄していたと考えられるC省D事務所に、申立期間当時における工事の記録、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について照会したところ、「申立期間当時の工事記録において申立人が従事していたとする工事を特定することができず、また当該工事が補修等の小規模な工事である場合は資料の保存がなく、職員名簿や人事記録も残っていない。」、「職員の労務管理事務を行っているC省E局でも、正職員以外の記録は確認できない。」との回答を得た。

また、同事務所から「工事作業従事者の雇用形態として、申立人は日雇いとして雇用されていた可能性がある。」との回答があり、仮に日雇労働者として雇用されていれば、厚生年金保険法の適用除外に当たることから、厚生年金保険被保険者ではなかったことも推認されることに加え、社会保険事務

所が管理する記録によれば、D事務所の前身であるF事務所は昭和27年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①には厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が同僚として名前を挙げた2人については、名字の記憶しか無いため、厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができず、申立てに係る事実の証言を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人が所属していたとするB事業所などの駐留軍施設に勤務する日本人従業員については、国がその労務管理にあたっていたが、昭和23年から24年にかけて駐留軍施設が所在する都道府県に「G事務所」を設立し、それ以降は国の機関委任事務として駐留軍施設従業員の労務管理業務を行っていた。

しかし、H省通達により、各地のG事務所は昭和24年4月1日以降、順次社会保険制度の適用事業所となっており、申立期間②においてI県G事務所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人が当該事務所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、当該事務所が新規適用となった日（昭和24年4月1日）と同日であることが確認できる。

申立期間③について、当該期間において厚生年金保険の加入記録のある同僚は、「申立人は自分と同じ兵舎に勤務していたが、人員整理により辞めたと記憶している。私は兵舎閉鎖後も残って勤務していた。」と証言している。

また、他の複数の同僚は申立人が勤務していたことを記憶しているものの、勤務時期を特定することはできなかった。

さらに、申立期間当時にG事務所の労務管理を行っていたI県、現在駐留軍施設従業員の労務管理を行っているJ、及び当該機関を統括するK省L局に申立期間当時における厚生年金保険の適用、保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

なお、Jが保有する従業員台帳から、申立人のI県G事務所における採用日、退職日共に申立人の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 11 月 1 日から 40 年 2 月 21 日まで
(A 事業所)
②昭和 40 年 2 月 21 日から 42 年 1 月 15 日まで
(B 事業所)
③昭和 42 年 2 月 1 日から 45 年 1 月 10 日まで
(C 事業所)
④昭和 45 年 1 月 13 日から 51 年 10 月 1 日まで
(D 事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について標準報酬月額が事実と異なっていることが分かった。

給与明細書は無いが、標準報酬月額を自分の主張する給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 事業所における給与額を 8 万円と記憶しているところ、社会保険庁で記録されている標準報酬月額は 1 万 6,000 円及び 2 万円であり、訂正の形跡は無い。

また、申立人が主張する給与額は、申立期間当時の標準報酬月額の最高等級額を上回っている。

さらに、社会保険事務所の記録から、当時の事業主の標準報酬月額は、申立期間後の昭和 44 年代に入るまで申立人の主張する給与額に見合う額に達していないことが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録にある申立人以外の従業員の標準報酬月額

と比較しても申立人のみが低額であるなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B事業所における給与額を8万円と記憶しているところ、社会保険庁で記録されている標準報酬月額は1万6,000円、1万8,000円及び2万2,000円であり訂正の形跡は無い。

また、申立人が主張する給与額は、申立期間当時の標準報酬月額の最高等級額を上回っている。

さらに、申立人よりも先に入社した従業員は、「入社した当時の給与額は1万円弱であり、従業員の給与額にそれほど差はなかった。」と述べており、社会保険事務所の記録から、当該従業員の資格取得時の標準報酬月額は1万円、申立期間当時は3万円であることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、C事業所における給与額を10万円と記憶しているところ、社会保険庁で記録されている標準報酬月額は2万8,000円、3万円、3万9,000円及び4万2,000円であり、訂正の形跡は無い。

また、申立人が主張する給与額は、申立期間当時の標準報酬月額の最高等級額以上である。

さらに、社会保険事務所の記録にある申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても申立人のみが低額であるなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、D事業所における給与額を9万円と記憶しているところ、社会保険庁で記録されている標準報酬月額は3万3,000円、6万円、6万8,000円、9万2,000円、11万円、15万円、17万円及び18万円であり、訂正の形跡は無い。

また、D事業所の企業年金基金から提出された基金掛け金情報に記録されている標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①から④までの期間、社会保険事務所が管理するそれぞれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票（そきゅう）の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間①から④までの期間に係るそれぞれの事業所に照会したが、申立人の申立期間における給与明細書等の資料を保管しておらず、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元支配人の子息の証言及び申立人の事業所内で起こった出来事の詳細な記憶から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人が同僚として名前を挙げた者の中で、申立期間において厚生年金保険被保険者としての記録を確認することができない者が複数人存在し、A事業所では必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、当時のA事業所の従業員であった現在のB事業所の事業主、及び当時の事務担当の従業員は、「当時、会社から、上層部の者以外は厚生年金保険に加入させることはできないと言われた。」と証言している。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 31 年 8 月 15 日から 35 年 10 月 21 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで
②昭和 46 年 5 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているところ、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられるほか、申立期間②の最終事業所が保管している退職給付金請求書の印影と酷似する印影があることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間①及び②に係る両事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和21年12月1日から23年6月29日まで
②昭和23年8月1日から27年5月1日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

また、いずれの申立期間とも、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間②について、脱退手当金の支給対象となっている厚生年金保険被保険者期間は、被保険者台帳記号番号の重複取消の手續後、申立期間①の番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間の番号は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間②の事業所を退職後、昭和36年4月まで公的年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。